## 京都市告示第155号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。 令和 5年 5月30日

京都市長 門 川 大 作

道路の種類市 道供用開始の期日告示の日

路線名及び道路の区域

| 路線名            | 区間  | 延長         | 敷地の幅員                |
|----------------|---|------------|----------------------|
| 山科西野山緯<br>65号線 | 山科区 西野山射庭ノ上町51番地の2地先から<br>同区西野山桜ノ馬場町136番地地先まで | メートル 50.00 | メートル<br>47.00~ 67.00 |
| 深草緯214号<br>線   | 伏見区深草西川原町21番地の2地先から<br>同区深草藤田坪町1番地の地先まで       | 335. 30    | 14.00~ 25.00         |

(建設局土木管理部道路明示課)